

辞任した役員の残任義務について

Q. 組合の定款では、理事の定数を「6人以上8人以内」と定めており、当初総会で6人を選出していたが、今回1人の辞任者がでた。

組合では、この辞任者については残任義務がある、その根拠についてご説明いただきたい。

A. 組合における理事の定数は、組合の規模、事業内容等に応じ組合の業務執行上必要な人数を定款で定めたものであり、常に定数を充たしておくべきものである。理事の定員数が定款上の定数に不足することは、そのこと自体定款違反の状態であり、この場合当該組合の理事は法に定められた定数の遵守義務規定（中協法第36条の3（役員の職務及び権限等）第1項）のうえからも速やかに理事の欠員分を補充する手続きをとらなければならない。

また、中協法が第35条（役員）第7項において、会社法第329条（選任）と異なる補充義務規定を置いているゆえんは、役員に欠員が生じた場合には、組合の業務運営上、早急に補充すべきであるが、特に欠員が3分の1以上を超えた場合には3ヶ月以内という期間に限って補充義務を法文上明確に示した点にある。すなわち、同項は決して定数の3分の1を超えた欠員が出るまでの補充義務を免除したものではない。

したがって、設例の場合は定款で定める理事定数（6人）を1人でも欠いた場合は、直ちに該当理事者に残任義務が発生するものというべきで、罰則を伴った補充義務規定がないことを理由にこれを否定すべきものではないと考える。

なお、定款において理事の定数に幅をもたせている場合において、下限の人員を選出すると、今回のような事態も生じやすく、「6人以上8人以内」として理事にも2人の余裕をもたせた意味がなくなるので今後は定数の上限を選出するようにされたい。